

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西海市	旧大瀬戸町地区(瀬戸小集落)	令和4年3月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	124 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	83 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	55 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	53 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	19 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

瀬戸小集落は、旧大瀬戸町の中心地であり市街化エリアが多くを占めている。また、昭和30～40年代にみかんを中心とした大規模な樹園地が造成されたが、価格下落等に伴い栽培戸数が減少し、荒廃化したまま30年近く経過している。農地は山間部などに小規模なものが多く点在しており条件不利地が多くあったため、約70%が荒廃化している。比較的、基盤整備された水稲地帯が維持されているが、それも担い手の高齢化と後継者不足によって荒廃化がすすみ、その対策が喫緊の課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基盤整備された水稲地区を重点とし、ヘリやドローンなどを使った集団組織による営農をすすめ、また、農業振興公社が行っている農作業支援事業による田植～脱穀～収穫までを委託するなど、高齢化などによる労力不足を補い維持する取り組みを展開する。
集団産地として造成されその後荒廃化した樹園地を対象に、新たに基盤整備を行い集約化を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	10 人		36.55 ha		56.3 ha	